


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について		区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例では、同条例において定めている年金たる補償及び休業補償について、当該補償の受給権者に、当該補償の事由と同一の事由により、厚生年金保険法等他の法令による社会保障給付が支給される場合の調整率を定めている。今般、被用者年金一元化法の施行に伴い、この調整率を明記した別表中の文言整理等を行う必要が生じたため、同条例を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 同条例付則第5条第1項の表及び第2項の表を各々全部改正し、経過措置を設ける。</p> <p>(2) 施行日 公布日施行とし、平成27年10月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>(1) 庁議付議後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。</p> <p>(2) 上記の条例を改正する議案を平成27年第4回市議会定例会に議案として提案したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。